

千葉市市税条例の一部を改正する条例、千葉市保健所条例の一部を改正する条例、千葉市環境保健研究所条例の一部を改正する条例及び千葉市スポーツ広場設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月26日

千葉市長 神谷俊一

## 千葉市条例第15号

### 千葉市市税条例の一部を改正する条例

千葉市市税条例（昭和49年千葉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改める。

第30条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第5条第4項中「附則第15条第15項本文」を「附則第15条第14項本文」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第3号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第10項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第11項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条に次の1項を加える。

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第5条の2を削り、附則第5条の3を附則第5条の2とし、附則第5条の4から附則第5条の7までを1条ずつ繰り上げる。

附則第5条の8第3項を削り、同条を附則第5条の7とする。

附則第6条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日」を「令和5年4月1日」に、「令和3年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び

次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日」を「令和5年4月1日」に、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ(ア)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日」を「令和5年4月1日」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ(ア)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第9条の3を附則第9条の4とする。

附則第9条の2中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同条を附則第9条の3とし、附則第9条の次に次の1条を加える。

(特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の減額)

第9条の2 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければな

らない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第30条第1号エの改正規定及び次条第1項（この条例による改正後の第30条第1号エに係る部分に限る。）の規定は、令和5年7月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の第30条第1号エ及び附則第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の附則第5条の2及び附則第5条の8第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

## 千葉県条例第16号

### 千葉県保健所条例の一部を改正する条例

千葉県保健所条例（昭和63年千葉県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 当分の間、第2条の表中「千葉県美浜区幸町1丁目3番9号」とあるのは、「千葉県中央区問屋町1番35号」とする。

### 附 則

この条例は、令和5年10月10日から施行する。

## 千葉県条例第17号

### 千葉県環境保健研究所条例の一部を改正する条例

千葉県環境保健研究所条例（平成4年千葉県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「千葉県美浜区幸町1丁目3番9号」を「千葉県若葉区大宮町3816番地」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

## 千葉県条例第18号

千葉県スポーツ広場設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県スポーツ広場設置管理条例（昭和62年千葉県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

千葉県幕張西スポーツ広場	千葉県美浜区幕張西6丁目1番地3
--------------	------------------

別表第1に次のように加える。

千葉県幕張西スポーツ広場	野球場
	多目的広場

別表第2を次のように改める。

### 別表第2

#### 1 庭球場使用料

区分	1面、2時間につき
一般	630円
小・中・高校生	460円

#### 2 千葉県幕張西スポーツ広場野球場使用料

区分	2時間につき
一般	1,440円
高校生	690円
中学生以下	460円

#### 3 千葉県幕張西スポーツ広場多目的広場使用料

区分	2時間につき
一般	860円
高校生	430円
中学生以下	280円

### 附 則

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の第1条の表に規定する千葉県幕張西スポーツ広場に係る指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前にお

いても行うことができる。